

西予市総合計画審議会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西予市総合計画審議会条例に基づき設置される西予市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、原則として公開とする。

(会議の非公開)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により会議を非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得る場合。
- (2) 法人等の正当な利益を害するおそれがある場合。
- (3) 公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

(秘密の保持)

第4条 委員は、本業務の遂行上で知り得た秘密（個人情報、技術情報、その他公開されていない情報）を、第三者に漏らしてはならない。本業務終了後、または退任後においても同様とする。

- 2 委員は、前項の秘密情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。
- 3 委員は、業務上貸与された資料（電子的媒体含む）を、正当な理由なく複製、複製し、または第三者に開示してはならない。

(傍聴人の定員)

第5条 審議会の傍聴人の定員は5人とする。ただし、特に会長において支障がないと認めるときは、定員を超えて傍聴させることができる。

(傍聴の手続き)

第6条 審議会を傍聴しようとする者は、西予市総合計画審議会の事務局（政策推進課）において、傍聴人受付簿（第1号様式）に住所、氏名を記入し、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開始予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。
- 3 傍聴を終え、退場しようとするものは、傍聴証を審議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他の通信機器は、着信音等を発しない措置をとること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴席は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて会長及び係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(報道機関への対応)

第13条 報道機関による取材、写真撮影及び録画等は、原則として会議の冒頭（協議前まで）のみ認めるものとする。ただし、議事進行に支障がないと会長が認める場合は、この限りではない。

2 取材を希望する報道機関は、事前に事務局へ申し出るものとする。

(会議録の作成及び公表)

第14条 会長は、会議の経過及び結果を記録した会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、西予市ホームページ等を通じて速やかに公表するものとする。ただし、非公開とされた部分についてはこの限りではない。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月17日から施行し、西予市総合計画審議会の解散まで適用する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

西予市総合計画審議会 会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式第2号（第5条関係）

西予市総合計画審議会

傍聴証

第 号

※傍聴を終え退場する場合は、この傍聴証を必ずお返してください。